

総論

憲法

募集要項によると、憲法、民法、刑法あわせて試験時間は3時間半、試験形式・目的は、論述式試験を行い、法律学の基礎的知識を前提とした問題分析力・思考力・文章表現力を備えているかを審査するとされている。

過去問の出題傾向としては、人権分野の重要判例を問う問題が中心である。対策としては、人権分野の重要判例について、幅広くおさえる必要がある。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識したマーキングをしつつ解説する。

民法

募集要項によると、憲法、民法、刑法あわせて試験時間は3時間半、出題範囲は、民法の基本的な考え方を問う、試験形式・目的は、論述式試験を行い、法律学の基礎的知識を前提とした問題分析力・思考力・文章表現力を備えているかを審査するとされている。

過去問の出題傾向としては、基本的・典型的な条文に沿って事案を解決することを問う問題が中心である。対策としては、条文を中心に、当該条文が想定する典型的な具体例とセットで学習する必要がある。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識したマーキングをしつつ解説する。

刑法

募集要項によると、憲法、民法、刑法あわせて試験時間は3時間半、試験形式・目的は、論述式試験を行い、法律学の基礎的知識を前提とした問題分析力・思考力・文章表現力を備えているかを審査するとされている。

過去問の出題傾向としては、具体的事例を解決することを問う問題が中心である。対策としては、刑法総論・各論いずれも、基本的な論点とそれが問題になる典型的な具体例とセットで学習する必要がある。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識したマーキングをしつつ解説する。

商法

募集要項によると、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法あわせて試験時間は1時間半、出題範囲は、会社法分野から出題、試験形式・目的は、簡易論述式試験を行い、法

法学の基礎知識を前提とした思考力・文章表現力を備えているかを審査するとされている。

過去問の出題傾向としては、いわゆる論点としても重要視される項目を含め、会社法上の基本的な条文・制度・論点についての説明を求める問題が中心である。対策としては、なぜそのような条文・制度があるのか、当該論点はどのような問題意識によるものなのかといった点を理解することも意識した学習をする必要がある。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識したマーキングをしつつ解説する。

民事訴訟法

募集要項によると、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法あわせて試験時間は1時間半、出題範囲は、上訴・多数当事者訴訟を除く、試験形式・目的は、簡易論述式試験を行い、法学の基礎知識を前提とした思考力・文章表現力を備えているかを審査するとされている。

過去問の出題傾向としては、民事訴訟法上の基本的な条文・制度・概念について、具体例を踏まえて説明できるかといった問題が中心である。対策としては、民事訴訟法上の基本的な条文・制度・概念を学習する際、抽象的な記載を丸暗記する勉強になりやすいので、常にどのような場面を想定しているのか具体例とセットで学習する必要がある。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識したマーキングをしつつ解説する。

刑事訴訟法

募集要項によると、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法あわせて試験時間は1時間半、出題範囲は、上訴を除く、試験形式・目的は、簡易論述式試験を行い、法学の基礎知識を前提とした思考力・文章表現力を備えているかを審査するとされている。

過去問の出題傾向としては、いわゆる論点として重要とされる項目についての説明を求める問題が中心である。対策としては、いわゆる論点とされる項目について、具体例等も含め理解を伴った説明ができるように学習する必要がある。

講義では、規範や当てはめ、キーワードといった答案の書き方を意識したマーキングをしつつ解説する。